

令和元年台風第19号の被害を受けた皆様へ

○ 介護保険料についてのお知らせ

65歳以上の方で一定の要件を満たした場合、介護保険料の減免を受けられます。

【対象者】

- ・住居に半壊以上の被害を受けた方
 - ・主たる生計維持者が死亡、行方不明又は重篤な傷病を負った方
 - ・主たる生計維持者の事業収入等に係る所得が、前年より30%以上減少した方
- ※本人の事業収入等に係る所得以外の所得合計額が400万円以上ある方は対象となりません。

【対象となる保険料】

令和元年度の介護保険料の10月から翌年3月までの月割算定額に相当する額



【申請期限】

令和2年3月31日

【申請に必要なもの】

- ・印鑑
- ・り災証明
- ・振込口座がわかるもの（通帳等）

【申請場所】

- ・久慈広域連合介護保険課
- ・久慈市地域包括支援センター介護支援係（元気の泉内）
- ・洋野町福祉課
- ・野田村保健福祉課
- ・普代村住民福祉課

○ 介護サービス利用料についてのお知らせ

下記に該当する方は、介護サービス事業所等での利用料の支払いが不要となります（介護保険外サービスは対象外です）。

【対象者】

- 1 久慈広域連合の介護保険に加入されている方
 - 2 以下のいずれかに該当する旨を申し出た方
 - (1) 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした方
※り災証明書の提示は必要なく、介護サービス事業所に口頭で申告してください。
※床下浸水は対象外となります。
 - (2) 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った方
 - (3) 主たる生計維持者の行方が不明である方
 - (4) 主たる生計維持者が業務を廃止又は休止した方
 - (5) 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方
- ※後日内容の確認をさせていただくことがあります。

【支払いが不要な期間】

令和2年1月末まで

問い合わせ先 介護保険課 TEL 0194-61-3355

